

税・保険等の特例

令和 6 年能登半島地震で被災された企業に対して、申告・納税の猶予、手続きの簡略化などの措置が取られます。

1. 納税・税務に関する特例

(1) 税務申告・納付期限の延長

- ① 災害により申告・納税等をその期限までにできないとき（交通途絶等）は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から 2 か月以内の範囲でその期限が延長されます。例えば、毎月 10 日（納期の特例の適用を受けている方は 7 月 10 日、翌年 1 月 20 日）が納付期限の源泉所得税及び復興特別所得税の納付について、災害により被害を受けたために期限までの納付ができない場合には、期限の延長（災害による申告、納付等の期限延長申請）を受ける手続があります。この手続は、期限が経過した後でも行うことができますので、被災の状況が落ち着いてから、最寄りの税務署にご相談ください。
- ② 災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。
- ③ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で 所得税法に定める雑損控除の方法（この雑損控除の損失額には豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用も含まれます。）、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。
- ④ 災害により被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、又は適用を受けることの必要がなくなった場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること、又は適用をやめることができます（災害によって事務処理能力が低下したため、一般課税から簡易課税への変更が必要になった場合や、棚卸資産その他業務用の資産に相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

になった場合などに適用されます）。

詳細ページ：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/index.htm>

（２）その他の特例措置

① 雑損控除の特例

今般の災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和5年分の所得において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができます。

② 災害減免法の特例

今般の災害により住宅や家財について甚大な被害を受けたときは、雑損控除との選択により、令和5年分の所得税について、災害減免法（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律）による軽減免除の適用を受けることができます。

③ 被災事業用資産等の損失の必要経費算入の特例

今般の災害により事業用資産等について損失が生じたときは、その損失の金額を令和5年分の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができます。

詳細ページ：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/noto/index.htm>

（３）地方税の減免措置等

1月9日付けで、総務省から各都道府県に対して「令和6年能登半島地震による被災者に対する減免措置等について（詳細は、下記 URL 参照）」が通知されています。

各都道府県・市区町村の対応につきましては、各自治体の税務担当の部署や事務所にお問い合わせ下さい。

【総務省HP】

https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000541.htm

（４）関税に関する特例

関税局・税関は、令和6年能登半島地震の被害に対応するため、輸出入通関手続等について、以下のとおり柔軟な対応を行っています。これらの具体的な取扱いについては、最寄

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

りの税関にご相談ください。

1. 救援物資に関連する税関手続

被災者に対する救援物資の輸入に当たっては、その貨物に課される関税、消費税は免除されます。その際の手続において、簡易な様式で申告を行うことができ、寄贈物品等免税証明書の書類の提出を省略することができます。（救援物資等輸入申告書（https://www.customs.go.jp/news/news/noto_kyuen.pdf）

2. 税関手続の弾力的対応

救援物資に限らず、地震により影響が出ている貨物に関連する税関手続については、以下のとおり迅速かつ柔軟な取扱いとしています。

【利便の良い税関官署での申告】

地震により影響が出ている貨物について、本来の官署で申告を行うことが難しい場合、あらかじめ税関に相談のうえ、利便の良い税関官署での申告を行うことができます。

【損傷等があった貨物に係る手続の簡素化】

地震により輸入貨物に変質又は損傷があった場合には、損傷等の度合に応じて、その関税、消費税が減税又は払戻しされますが、この手続の際、変質又は損傷に関する明細書等の提出を省略することができます。

【その他】

上記のほか、以下のような取扱いを行っています。詳しくは、最寄りの税関にご相談ください。

- 関税に関する申請等の期限の延長
- 原産地証明書の提出猶予
- 保税地域以外の場所に貨物を置くことの申請の簡素化
- 保税運送の承認等の弾力化
- 亡失した貨物に係る手続の簡素化

詳細ページ：<https://www.customs.go.jp/news/news/20240104.html>

2. 地震保険に関する窓口

詳細は以下のサイトからご確認ください。

https://www.sonpo.or.jp/news/notice/2023/2401_001.html

※情報は日々改訂されていますので、かならず参照元（出典：URL）でご確認下さい

【相談窓口】

そんぽ ADR センター

ナビダイヤル 0570-022808

全国共通・通話料有料。受付は月から金曜日（祝日・休日および 12/30～1/4 を除く。）
午前 9 時 15 分～午後 5 時まで。

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

<令和 6 年能登半島地震により被災された皆様へ>

- 2024 年 1 月 4 日（木）午前 9 時 15 分から受け付けています。
- 令和 6 年 1 月 7 日現在、土・日曜日、祝日・休日もご相談を受け付けています。